

# 高齢者の生活実態等を踏まえた住宅防火対策について

---

- 高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会（第2回）

●火災を発生させない（出火防止）



●早く知る・気づく（早期覚知）



●燃え広がらせない（延焼拡大防止）



●火災の初期の段階で消火する  
（早期・初期消火）



●危ないと判断したら、すばやく避難する  
（早期避難）

●隣近所との  
協力体制を構築する



## 火災の実態等、アンケート調査を踏まえた現状分析等

高齢者の死者の発生した住宅火災の出火原因にはたばこ、ストーブ、こんろ、電気関係と生活に身近な機器等からの出火が多くを占めており、また、高齢者に特化した火災原因として灯明（線香・ローソク等）によるものが挙げられる。

### 方向性

出火原因別に次の点に留意することが重要であるが、いずれも、日常で使用する上での習慣付けや機器自体の安全性を高めていく観点からの対策を求めていく。

#### ○たばこ

- ▶ 確実な消火や、寝たばこをしない、させない事への周知・習慣付け
- ▶ 紙巻きたばこと比較し、火災発生危険性の低い加熱式たばこ（安全性が確認されたものに限る）への切替

#### ○ストーブ

- ▶ 周囲に可燃物を置かない、就寝時に使用しないなどの適切な取扱方法の遵守
- ▶ 消し忘れ、操作の誤りなどを防ぐための安全装置付きの製品の使用を促進

#### ○こんろ

- ▶ 消し忘れや周囲に可燃物を置かないといった適切な使用方法の周知・習慣付け
- ▶ 過熱防止装置など安全装置付きの製品の使用（交換）や防災品（エプロン等）の使用促進

#### ○電気配線・配線器具

- ▶ コンセント周囲の定期的な清掃や、テーブルタップ等のたこ足配線の防止
- ▶ トラッキング防止機能やブレーカー機能の付いたコンセント等への交換

#### ○灯火

- ▶ 日常的に使用するろうそく等の危険性の周知とともに確実な消火を徹底
- ▶ 着衣着火や延焼防止のための防災品の使用を推奨

## 火災の実態等、アンケート調査を踏まえた現状分析等

- 火災の覚知については住宅用火災警報器が有効であるが設置から10年以上が経過し、電池切れや故障が懸念される。
- 認知機能の低下により、火災の覚知（＝住警器の鳴動）に時間を要するおそれがある。
- アンケート結果から、住警器の設置から10年以上経過しているものは全体の**19.3%**
- 住宅用火災警報器の点検を年1回以上実施しているのは**34.4%**、本体等の交換を実施している高齢者は**24.7%**

## 方向性

今後、多くの住警器が交換期限を迎えるなか、住警器の設置・維持管理対策については、高齢者世帯に限らず、令和2年度に改正した「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」に基づき、全国的に推進していくべき課題である。

特に、高齢者世帯に対しては、次のような取組を講じていくことが重要である。

- 普段から高齢者宅に出入りする、ケアマネージャー等と連携した広報活動
- 交換の際の付加的機能を併せ持つ機器（連動型住警器・屋外警報装置等）の推奨
- 住宅用火災警報器の交換の際の取付支援
- 町会・自治会等の地域のネットワークを活用した共同購入等の推進

## 「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の策定の経緯

消防庁では、住警器の設置を推進するため、平成20年に、国、地方及び関係業界（団体）等からなる「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、平成23年には、同会議の名称を「住宅用火災警報器設置対策会議」と改め、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を定め、地域社会における働きかけの強化、奏功事例等への積極的な周知、設置の定着のための適切な維持管理の広報等の取組を進めてきた。平成27年には、住警器の新築住宅への設置義務化から10年近く経過し、火災時に住警器が適正に作動するように、適切な維持管理（点検・交換）の広報を推進する必要があることから、基本方針の一部改正を行い、具体的な維持管理の方法等について改正したところ。



住警器設置の完全義務化から10年近くが経過し、今後、多くの世帯が住警器の交換期限を迎えるなか、適切な維持管理が行われない場合は、住宅火災の死者数が再び増加に転じることが懸念される状況である。



名称を「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」と改め、従来の取組に加え、住警器の維持管理（点検・交換）に関する広報及び支援体制等を強化するように新たに定める。

## 改正概要

### (1) 住警器の維持管理に関する広報の推進

本体交換の際には、連動型住警器などの付加的な機能を併せ持つ機器等の設置など、各世帯が住宅の構造や世帯構成に応じて適切な機器を選択できるように、これらの機器について周知

### (2) 消防機関における住警器の維持管理に関する支援体制の構築

維持管理等に係る地域住民のニーズに適切に対応できるように、連動型住警器等の共同購入の推奨、相談窓口の設置、交換の際の住警器の取り付け支援等、消防機関の支援体制の構築

### (3) 民間事業者・団体等との連携強化

住警器の販売事業者や住宅へ訪問する機会の多い事業者・団体等（家電小売店、ホームセンター、電気事業者、ガス事業者、住宅産業・不動産関係者等）に対し、住警器の維持管理等について、正確な情報を共有すると共に、周知等への協力を依頼する等の連携体制の構築

## 火災の実態等、アンケート調査を踏まえた現状分析等

- 火災による高齢者の死者発生の際として、こんろの火や灯明による着衣着火によるものが多い。
- 防災品を使用していると回答したのは**15.7%**であり、防災品を知らなかったと回答した割合は**13.7%**。
- 全体の**32.1%**が防災品について「使用しておらず、今後も購入の予定は無いと回答している。
- 生活用品が散乱していたり、多い世帯については、火災に対しての不安も高い。

## 方向性

ストーブ、こんろ、灯明等の裸火を扱う際には、安全装置を設置するなど、機器自体の安全性を高めていくだけでなく、周囲の可燃物の整理・防災化を図ることが効果的であると考えられる。

また、高齢になるにつれ、健康上の理由等から、行動範囲が狭くなることにより、生活空間に物品が多くなり、延焼拡大の危険性も高まっていくことが予想される。

可燃物量を抑制するために、火災危険の高い生活環境について見直しできるように周知やアドバイス等の機会を設けていくなどの取組も有効である。

- カーテン、座布団、エプロン等について防災品の使用を推奨する。
- 暖房器具や調理器具の周りは整理整頓し、居室内には物を散乱させない。
- 暖房器具や調理器具は安全装置の付いた製品を使用する。

## 火災の実態等、アンケート調査を踏まえた現状分析等

- 初期消火しようとして逃げ遅れたケースが多くみられる。
- 住宅用消火器等の設置世帯は**58.6%**。
- 住宅用消火器等を設置していない世帯では、決まった初期消火方法を定めていない。
- 火災発生時の初期消火方法について、不安を持っている割合は**49.9%**

## 方向性

高齢になるにつれて、認知・身体機能の低下による初期消火への支障が考えられることから、消火器の適切な使用要領や使用限界（避難行動を起こすタイミング）を習得するため、定期的な防火防災訓練等の参加を促すことが重要である。

また、住宅用消火器等の設置だけでなく、住宅用自動消火装置及び住宅用スプリンクラーの設置により、延焼防止や避難時間の確保などが期待できることから、これらの機器の周知普及を図ることも有効である。

- 定期的な防火防災訓練等への参加促進
- 住宅用消火器やエアゾール簡易消火具などの設置促進
- 自動消火装置等の有効性について工業会等と連携した周知促進

# <参考>住宅向けの消火器・消火用具

住宅向けには、一般的な消火器と比べて消火性能は劣るものの、軽くて使いやすい住宅用消火器や簡易な消火用具も市販されている。

	住宅用消火器		エアゾール式簡易消火具	【参考】消火器
外観等	 <p>約40cm</p>		 <p>約25cm</p>	 <p>約50cm</p>
方式	蓄圧式（使用時に破裂のおそれがない。レバー又はボタンを操作している場合のみ放射。）			加圧式／蓄圧式
充填薬剤	<b>粉末</b> 粉末：1.2～1.5kg 総質量：2～3kg	<b>強化液</b> 強化液：1.0～1.5L 総質量：2～3kg	<b>強化液／水（浸潤剤入）</b> 薬剤量：400、480g 総質量：約600g	粉末／強化液／泡等 薬剤量：3.0kg、3.5kg 総質量：約5～6kg（鉄製）
適応火災	 <p>すべてに適応していること。</p>		 <p>どれか一つに適応していればよい。（複数も可）</p>	 <p>普通火災 油火災 電気火災</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消火薬剤量が消火器の1／2程度と少なく、火炎高さが小さい場合に有効</li> <li>●軽量で扱いやすい。●インテリアに配慮したデザイン</li> <li>●再充填はできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●冷却効果により再燃防止に効果がある。</li> <li>●人体への安全に配慮した中性の薬剤のものもある。</li> <li>●近距離からの放射の場合、油を飛散させる恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消火薬剤量が住宅用消火器の1／2程度と少なく、より初期の火災に有効。</li> <li>●市販されている製品の多くは、「小規模普通火災」、「天ぷら油火災」に適応している。</li> </ul> <p>（消火器と比較して）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●軽量で扱いやすい。</li> <li>●安価である。</li> <li>●消火性能が劣る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災時の初期消火用に事業所も含めて広く設置されている。</li> <li>●炎が天井に到達する前の火災に有効とされている。</li> <li>●主流の製品 粉末（ABC）3.0kg、3.5kg 総質量：約5～6kg 放射時間：約15秒 放射距離：3～8m</li> </ul>

## <住宅用下方放出型自動消火装置・天ぷら油消火用簡易装置>

- 消火薬剤を貯蔵したポンベと加圧用のガスポンベで自動的に消火
- ポンプや水源が不要
- 装置単体で作動するため、既存の住宅にも設置が容易
- 様々な形状の製品があり、寝室や台所等に応じて選択できる。



## <住宅用スプリンクラー>

- 要介護者や高齢者の寝室など、居住者の特性及び居室構成等によっては、住宅用スプリンクラー等の住宅用自動消火装置による初期消火及び火災抑制に有効
- 水道連結型となり、水道圧で散水する。(15ℓ/分)
- 湿式タイプと住宅用火災警報器等と連動し散水する乾式タイプがある。

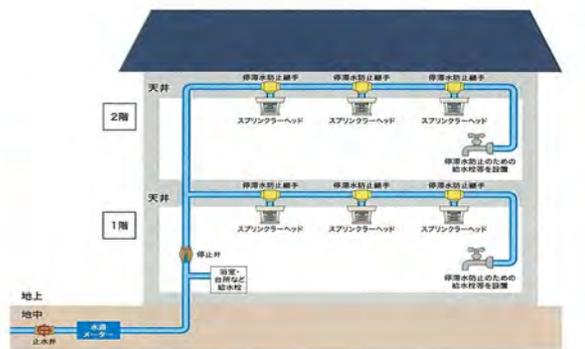
住宅用スプリンクラー設備の放水曲線



水道連結  
(15ℓ放水時)

写真: 能美防災株式会社

### 湿式



- ・ 常時配管内に水が入っています。
- ・ 電気工事は不要です。
- ・ 火災時には、熱を感知するだけでスプリンクラーヘッドから散水します。

### 乾式

(住宅用火災警報器  
連動方式)  
火災時には、住宅用火災警報器の作動により配管内に水を送ります。



- ・ 常時配管内には水が入っていません。
- ・ スプリンクラーヘッド、配管が破損しても水漏れの心配はありません。
- ・ 乾式部分の配管は、凍結の心配がありません。

⇒ 住宅用スプリンクラーは、火災初期の段階で消火を行うため、火災抑制、延焼防止、避難時間の確保等に有効

## 火災の実態等、アンケート調査を踏まえた現状分析等

- 逃げ遅れの理由として、高齢者では「病気・身体不自由」によるものが多い。
- 高齢者では出火再進入した割合が他の年齢区分に比べ多い傾向にある。
- 生活用品が多いと感じている世帯は全体の61.3%であり、世帯別で見ると高齢者以外との同居世帯が70.3%と最も多い。

## 方向性

高齢者については、加齢による身体機能の低下等により、いち早く避難行動に取りかかることが重要である。また、行動範囲が狭まることにより、生活空間に物品が多くなり、避難の支障になりがちである。普段から、火災時を意識した行動につながるような意識づけや物品の整理整頓といった習慣づけを促して行く必要がある。

- 住宅の間取りや出火危険場所、居住者の健康状態等、居住実態等に応じ、避難が適切に行えるかといった、消防機関などによる適切なアドバイスの実施
- ICT機器等を活用し、疑似体験等の行える訓練の実施

## 火災の実態等、アンケート調査を踏まえた現状分析等

- 普段から近所付き合いのある割合は**66.1%**
- 普段から近所付き合いのある場合は、無い場合と比べ、火災に対する不安が低い。
- 火災予防対策についてアドバイスを受ける機会は、「自治体などの公的機関」から受ける機会が最も多く、「町会や自治体単位での集会など」で受けることが多い。また、消防職団員からのアドバイスを希望している高齢者が**73.3%**と最も多い。
- 年齢が上がるにつれアドバイスを受ける機会は増加傾向にある。
- 自宅で直接アドバイスを受けたい割合が**51.3%**

## 方向性

町会、自治会、自主防災組織の実施する防火防災訓練やイベント等を通じて、対応力の向上や地域住民のつながりの強化が期待できることから、積極的な参加を促していくことが重要である。

一方で、近所付き合いや訓練の機会が少ない場合については、個人の対応力を高めていく必要があることから、高齢者本人だけでなく、高齢者家族、ケアマネージャーを通じたアドバイス等を行えるような方策を講じていく。

- 地域の実情や特性に応じた防火防災訓練等の推進及び住民の参加促進
- チェックポイントをまとめたリーフレットやICT技術等を活用するなど、高齢者自らや家族等が火災危険要因を容易に把握できる手段や仕組みの構築

# **現行の住宅防火対策の改正及び強化（案）**

日常生活における火災危険性を誰もが同じレベルで把握できる仕組みの構築

【例】

- 住宅防火診断チェックポイントリーフレットの作成・配布
- 住宅防火診断アプリの開発・普及促進

日常生活における火災危険性を低減させる習慣付けを目的とした広報の実施

【例】

- 住宅防火 いのちを守る 7つのポイントの改正
- 関係団体・企業等との連携強化

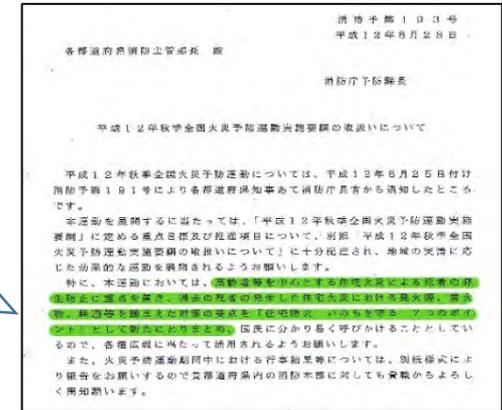
日常生活における火災危険性の低減のため、住宅用防災機器に加え、安全装置付きの機器など安全性の高い機器の普及促進

【例】

- 住宅防火・防災キャンペーンでの推奨機器の追加
- 工業会等と連携した周知活動

「平成12年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて」  
(平成12年8月28日付け消防予第193号)

「特に、本運動においては、**高齢者等を中心とする住宅火災による死者の発生防止に重点を置き、過去の死者の発生した住宅火災における発火源、着火物、経過等を踏まえた対策の要点**を「**住宅防火 いのちを守る 7つのポイント**」として新たにとりまとめ、**国民に分かり易く呼びかける**こととしているので、各種広報に当たって活用されるようお願いいたします。」



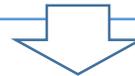
## 住宅火災 いのちを守る 7つのポイント

### 3つの習慣

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

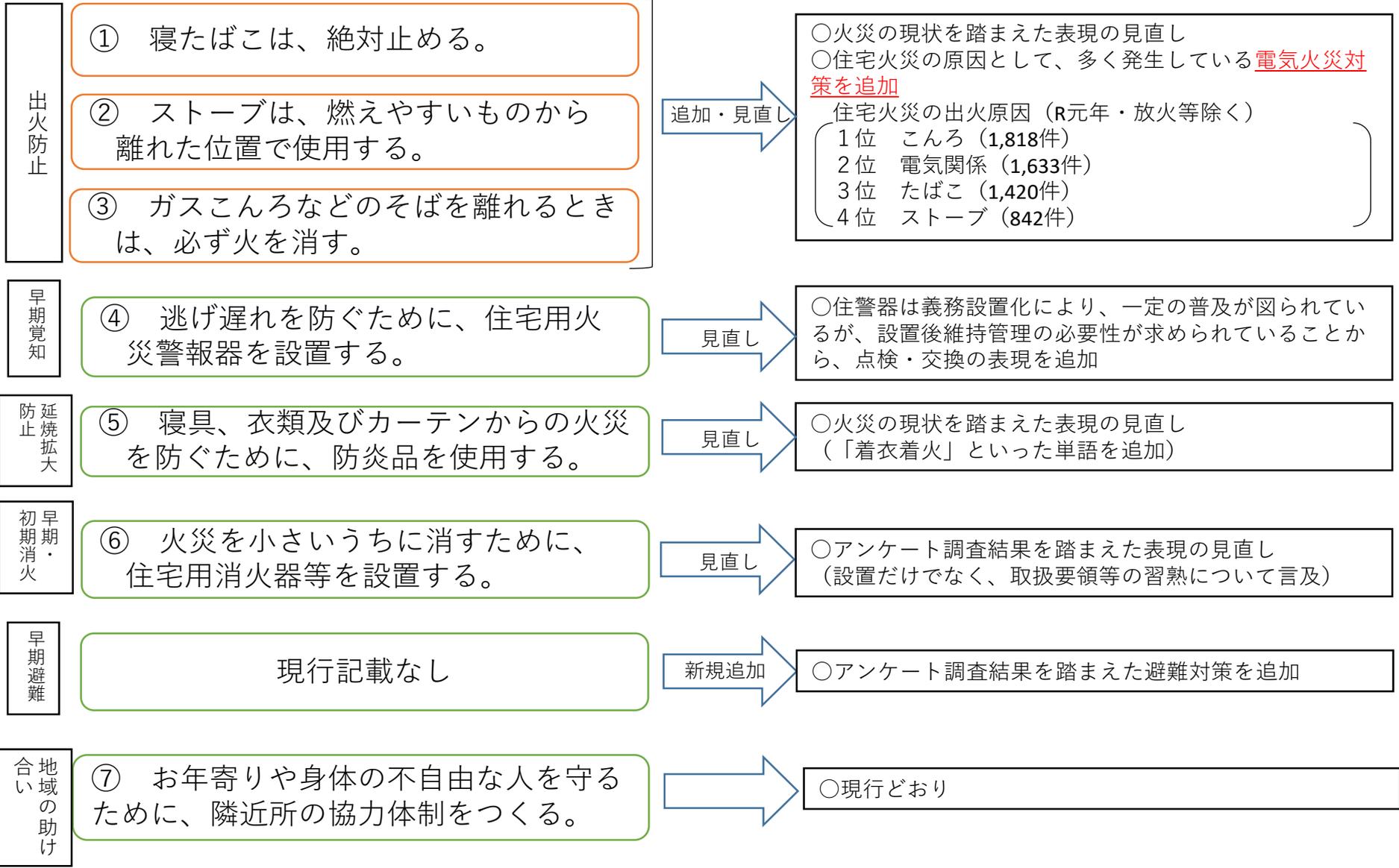
### 4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



策定から約20年が経過し、当時の住宅火災対策を取り巻く状況等が変化していることから、現況を踏まえたより効果的な内容へと見直しを図る。

# 7つのポイント改正の方向性（案）



改正案	現 行
<p>住宅防火 いのちを守る <b>9つのポイント</b></p> <p><b>4つの習慣</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寝たばこは<b>絶対にしない、させない。</b></li> <li>2. ストーブは、<b>安全装置の付いた機器を使用し、燃えやすいものに近づけない。</b></li> <li>3. こんろは、<b>Siセンサーコンロを使用し、火のそばを離れない。</b></li> <li>4. <b>コンセントは、ほこりを清掃し、たこ足配線はしない。</b></li> </ol> <p><b>5つの対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年経ったら交換する。</b></li> <li>2. <b>火災の拡大を防ぐために、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。</b></li> <li>3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置し、<b>使い方を覚える。</b></li> <li>4. <b>火災からの逃げ遅れを防ぐために、部屋を整理整頓し、危なくなったらすぐに避難する。</b></li> <li>5. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。</li> </ol>	<p>住宅防火 いのちを守る 7つのポイント</p> <p>3つの習慣</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寝たばこは、絶対やめる。</li> <li>2. ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。</li> <li>3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。</li> </ol> <p>4つの対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。</li> <li>2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。</li> <li>3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。</li> <li>4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。</li> </ol>

## 【住宅防火 いのちを守る 9つのポイント】

### 4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストーブは、安全装置の付いた機器を使用し、燃えやすいものに近づけない。
3. こんろは、Siセンサーコンロを使用し、火のそばを離れない。
4. コンセントは、ほこりを清掃し、たこ足配線はしない。

### 5つの対策

1. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年経ったら交換する。
2. 火災の拡大を防ぐために、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置し、使い方を覚える。
4. 火災からの逃げ遅れを防ぐために、部屋を整理整頓し、危なくなったらすぐに避難する。
5. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

現在、消防庁において実施している「住宅防火・防災キャンペーン」の機会を捉え、高齢者に対し更なる効果が見込めるよう、火災実態及びアンケート調査結果を踏まえ、更なる住宅防火対策の周知及び普及促進を図る。



## 協力企業・団体

(一財) サービス付き高齢者向け住宅協会	アマゾンジャパン合同会社
(一財) 日本繊維製品品質技術センター	イオンリテール (株)
(一財) 日本防火・危機管理促進協会	(株) イトーヨーカ堂
(一社) 高齢者住宅協会	(株) エディオン
(一社) 全国消防機器協会	(株) 大塚家具
(一社) 日本介護支援専門員協会	(株) コメリ
(一社) 日本ガス協会	(株) 島忠
(一社) 日本損害保険協会	(株) ジョイフル本田 (瑞穂店)
(一社) 日本たばこ協会	(株) 高島屋 (新宿店)
(一社) 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会	(株) ディノス・セシール
(一社) 日本民営鉄道協会	(株) ニッセン
(一社) 日本百貨店協会	(株) ニトリ
(公社) 日本通信販売協会	(株) ビックカメラ
(公社) 日本バス協会	コーナン商事 (株)
(公財) 日本防災協会	D C Mホールディングス (株)
日本チェーンストア協会	東京地下鉄 (株)



## (これまでの主な実施内容)

- ・防災製品の売場を特設コーナーとして設営
- ・インターネット通信販売のサイト内にキャンペーンコーナーを設置
- ・百貨店、地元消防本部が連携しフェアを実施
- ・駅掲示板にキャンペーンポスターを掲示
- ・防災製品の売場や店内掲示板にキャンペーンポスターを掲示
- ・介護支援専門員 (ケアマネージャー) 向けのメールマガジンやSNSを配信
- ・ホームページに掲載

## 新たに強化した項目の追加

- 住宅用防災機器等に、感震ブレーカーや転倒防止器具等の防災 (地震火災対策) に係る品目を対象に追加する。
- 住宅用防災機器等だけでなく、安全装置の設置したストーブやガスコンロなどの機器を対象に追加する。
- 喫煙者に対しては、紙巻きたばこよりも火災危険の低い加熱式たばこへの切り替えを推奨する。